

地域生活支援拠点等の機能

1	相談及び調整	緊急時の支援が見込めない世帯との連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談、その他必要な支援を行います。
2	緊急時の受け入れ	短期入所施設等を利用した緊急受け入れ体制を確保し、緊急時に必要な対応を行います。
3	体験の機会・場の提供及び調整	障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応の体制確保や、専門的な人材の養成等を行います。
5	地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、関係機関や地域のサービス事業者等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行います。

◆地域生活支援拠点事業所の登録について（事業所向け）

大村市における地域生活支援拠点等の機能を担うことができる事業者を募集しています。本事業におきましては、より多くの事業所にご理解とご協力をいただき、緊急時等の体制を整えることが大変重要であると考えています。

登録の方法につきましては、運営規程に拠点事業所として担う機能を実施することを規定し、加算対象となる事業の指定権者(特定・相談支援事業者は市町村、短期入所及び生活介護等は県)へ運営規程の変更に伴う変更届を提出後、当該事業所であることを市に届出てください。

1、届出先：大村市障がい福祉課

2、届出書類：大村市地域生活支援拠点等届出書（※様式第1号）、「運営規程変更届出書（受付印のあるもの）の写し」及び「変更後の運営規程」

◆緊急対応にかかる事前登録について（個人向け）

この事業では、緊急時に備えて個々の事情に応じた支援を行うため、障がいのある方の事前登録をお願いしています。介護を行うご家族の急病や、重度の障がいがあり、介護者も高齢である等の理由により、ご自宅での生活が難しくなることが想定される方については、担当する相談員がその方の基本的な状態・状況をまとめて登録します。担当の相談員が、登録が必要だと思われる方にはお声掛けさせていただきます。ご自身でこの事業に登録したいという方は、お気軽にご相談ください。登録した方のみがこの事業を利用できるというわけではありませんが、万が一の時に円滑に対応ができるようご協力をお願いします。

対象者：市内在住の障がいのある方で、家族の緊急時に支援が必要な方。